

令和5年度小山市インターンシップ実施要領

1 目的

小山市（以下「市」という。）では、学生・生徒（以下「学生等」という。）に対し、就業体験の機会を提供することにより、就業意識の向上及び市政に対する関心と理解を深めていただくことを目的としてインターンシップを実施します。

2 実施内容

(1) 対象者

大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校又は高等学校（以下「大学等」という。）に在籍し、インターンシップへの意欲と目的意識を持ち、小山市役所での就職を希望する学生等とします。

(2) インターンシップ期間

令和5年8月1日から令和5年9月30日までの期間のうち、インターンシップを行う学生等（以下「実習生」という。）とインターンシップ先の部署（以下「実習部署」という。）との調整の上決定します。原則、受入期間は5日を超えない範囲とします。ただし、必要に応じて、これを変更することができるものとします。

(3) インターンシップ時間

原則、午前9時から午後16時までの時間とします。ただし、必要に応じて、これを変更することができるものとします。なお、正午から午後1時までの時間は休憩とします。

(4) インターンシップ内容

実習部署の業務及び実習生が希望する業務を考慮し、実習部署において決定します。

3 インターンシップの流れ

(1) 募集人数

事務職を6名程度、技術職を4名程度とします。

(2) 申込期間

令和5年5月25日から令和5年6月30日までの期間とします。

(3) 申込方法

インターンシップを希望する学生等は、必ず在籍する大学等のインターンシップ担当課に申込みに対する了承を得た上で、小山市ホームページに掲載されている「令和5年度小山市インターンシップエントリーフォーム」から市に申し込むものとします。

(4) 受入れの決定

市は、インターンシップの受入れの可否を決定し、大学等に通知します。なお、受入れ可能人数を上回った場合は、選考により決定します。

(5) 協定書の締結等

市は、受入れの決定後、大学等とインターンシップに関する協定書を締結し、併せて実習生に誓約書の提出を求めます。

(6) インターンシップの実施

実習生は、決定したインターンシップ内容に沿って、インターンシップを行います。

(7) アンケートの回答

実習生は、インターンシップ終了後1か月以内に小山市ホームページに掲載さ

れている「令和5年度小山市インターンシップアンケートフォーム」からアンケートに回答するものとします。

4 その他

(1) 報酬等

市は、実習生からインターンシップに要する費用は徴収せず、実習生に対しインターンシップに係る報酬、交通費その他の費用について支給しないものとします。

(2) 身分

実習生は、インターンシップに際し、市の職員としての身分は有しません。

(3) 服装

実習生は、インターンシップ期間中は職務に適した服装をし、名札を着用するものとします。

(4) 服務

実習生は、次に掲げる事項を厳守するものとします。

ア 市の就業規則その他の諸規定に従うこと。

イ 市の管理及び監督に従うこと。

ウ 市及び関係者の名誉を毀損する行為、業務を阻害する行為及び品位品格を損なう行為は行わないこと。

エ インターンシップ期間中に知り得た機密事項及び個人情報、インターンシップ期間のみならずインターンシップ期間終了後も、いかなる方法によっても第三者に決して漏らさないこと。

オ インターンシップ期間中の事故には十分注意し、自己及び在籍する大学等の責任により賠償責任保険及び災害傷害保険に加入すること。

カ 誓約事項のいずれかに違反をし、インターンシップ中止の指示があった場合には承諾すること。

(5) 賠償責任

実習生が故意又は過失によりインターンシップ期間中に起こした対人・対物の損害については、実習生の責任において解決するとともに実習生及び在籍する大学等において加入する保険によって弁済するものとします。

(6) 傷害・災害補償

実習生がインターンシップ期間中に被った事故・災害については、実習生の責任において解決するとともに実習生及び在籍する大学等において加入する保険によって補償するものとします。

6 問合せ先

〒323-0811 栃木県小山市犬塚3-1-3

小山市総務部職員課職員研修所 担当 松村

TEL: 0285-21-1877

Email: d-kensyu@city.oyama.tochigi.jp